

篠山市立味間小学校 いじめ防止基本方針

令和元年度
篠山市立味間小学校

1 いじめとは（「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にあるほかの児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう

2 いじめの防止等のための学校の方針

- (1) 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置しないために、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることの理解を児童に十分促し、心の通う人間関係を構築する素地を養う。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、家庭、地域、行政機関その他関係者との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。
- (4) 「いじめは絶対に許さない」という意識のもと、問題の大小に関わらず、全職員で共通理解し、組織的に問題解決に取り組む。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と役割

(1) いじめ対応チームの設置

いじめの防止等に関する措置を組織的かつ実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織として、「いじめ対応チーム」を置く。

(2) いじめ対応チームの構成

校長、教頭、各学年の生徒指導担当教員、該当児童担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー（S C）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、必要に応じて外部専門家等

(3) いじめ対応チームの役割

- ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- イ 味間小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ウ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- エ いじめに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- オ いじめが疑われる情報があった時にはいじめ対応チーム会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- カ 重大事態（6の項参照）が発生した際に、速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る役割
- キ いじめを未然防止するため「学校生活アンケート」を学期に1回実施し、結果をもとに考察した後、学校におけるいじめの実態把握と指導方針を確立する役割
- ク 「いじめ防止基本方針」が適切に機能しているかの点検と見直し（PDCA）を行う役割

4 いじめの未然防止の取組

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む。児童や保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで年間を見通した予防的、開発的な取組を計画し、実施していく。学校は、いじめ防止等のため、いじめ防止基本方針に基づき学校いじめ対応チームを中心として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、実情に応じた対策を推進していく。

取組	ねらい	具体的な内容（時期・回数等）
人権教育の充実	児童が相手を思いやることができるように生命尊重の精神や人権感覚を育む。	<ul style="list-style-type: none">・人権朝会 年9回・人権参観日（10月）・いのちの参観日（2月）
道徳教育の充実	いじめをしない・許さない、人間性豊かな心を育てる。	<ul style="list-style-type: none">・年間35時間（1年34時間）実施
体験教育の充実 ・自然とのふれあい ・地域の人たちとのふれあい	身近な自然、地域等との直接的な関わりから、生命に対する畏敬の念等に気づかせる。	<ul style="list-style-type: none">・田植え（5月） 稲刈り（9月）・茶摘み（5月） 自然学校（6月）・黒豆栽培（6月～12月）
	地域の方々等、他者と関わる機会を増やし、他者の痛みや感情を共感できるようにする。	<ul style="list-style-type: none">・ブックサポーターさんによる読み聞かせ（毎週火曜）・3世代交流事業（12月）
コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実	よりよい人間関係を築こうとする態度を養うとともに、自己の生き方についての考えを深めさせる。	<ul style="list-style-type: none">・学級活動・委員会活動・クラブ活動・1年生を迎える会等の児童会行事

5 いじめの早期発見の取組

いじめは早期発見がよい解決につながる。早期発見のために、まず、日ごろから全職員と児童との信頼関係を築いていくこと、全職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させていくことが大切である。また、職員朝会や職員会議等で、児童の様子について情報交換を行い、事案や指導内容について全職員で共通理解をしていく。さらに、研修を通して、いじめ問題についての意識を高めていく。

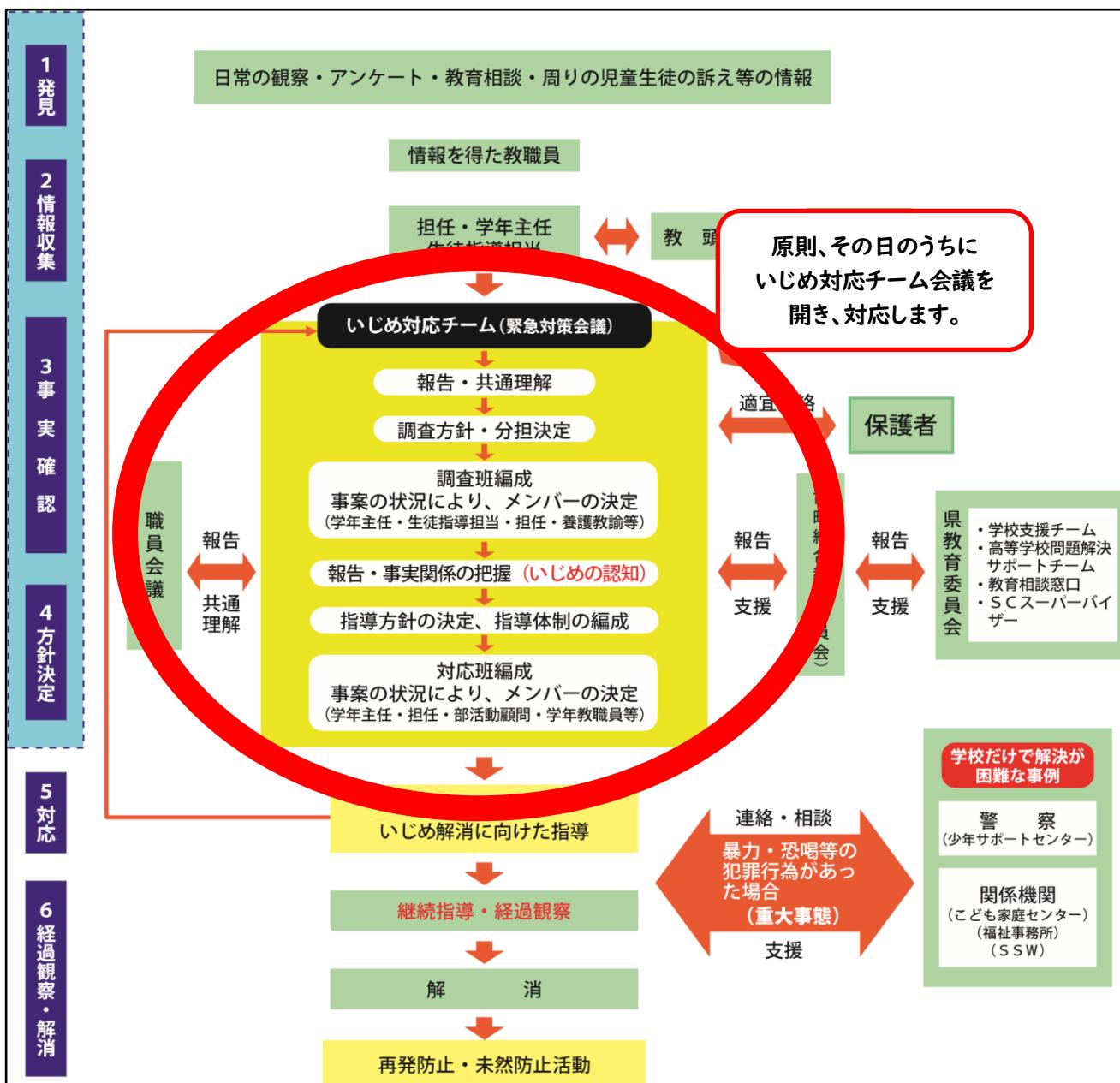
取組	ねらい	具体的な内容（時期・回数等）
日々の観察	いじめの早期発見や児童が日常的に相談しやすい雰囲気をつくり出す。	<ul style="list-style-type: none">・休み時間等の児童の様子の観察・いじめ早期発見のためのチェックリスト、教職員のいじめ対応チェックリストの活用
連絡帳・生活ノート	保護者、児童との信頼関係の構築と情報収集を行う。	<ul style="list-style-type: none">・児童の日記や作文、保護者からの連絡を密にとり、信頼関係を構築し情報収集を行う。
スクールカウンセラーによる教育相談	気軽に相談しやすい環境づくりを行う。	<ul style="list-style-type: none">・年間35回予定

学校生活（いじめ実態調査）アンケート	いじめの実態と指導内容を全職員で共通理解し早期解決に努める。	・学期に1回（6月、11月、2月）
定例生徒指導委員会 教育支援委員会	児童の実態把握や指導内容の検討をする。	・月1回以上
職員研修	いじめ問題対応についての理解を深める	・カウンセリングマインド研修や事例研修等（7、8月）

5 いじめの早期対応の取組

いじめの兆候を発見したときは問題を軽視することなく、早期に適切な対応を組織的に実施する。いじめられている子の苦痛を取り除くことを最優先しながら、事実を確認し、解決に向けて一人で抱え込むのではなく、学年及び学校全体で組織として一貫した対応をしていく。

（1）いじめ対応の基本的な流れ（いじめ対策チーム）



(2) いじめが起きた場合の対応

ア いじめられた児童に対して

○児童に対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで徹底して守り通すこと」「秘密を守ること」（学校全体で取り組むこと）を伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

○保護者に対して（複数対応を基本とする）

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

イ いじめた児童に対して（複数の場合は複数対応を基本とする）

○児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

○保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

ウ 周りの児童たちに対して（学年での統一した指導）

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

エ 繼続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。（目安：3か月の要観察と報告）
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・必要に応じて、いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめを許さない学級づくりへの取組を強化し、継続していく。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

（児童が自殺を企図、身体に重大な障害を負う、金品等の被害、精神性の疾患を発症した場合等）

イ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める

とき（児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立があったときを含む）

(2) 重大事態の報告・調査

重大事態が発生した場合、学校は丹波篠山市教育委員会に重大事態の発生を報告する。

市教育委員会において、調査の主体を学校が担うか、市教育委員会が担うか判断することとなるが、学校が調査の主体となる場合、以下のような対応にあたる。

【重大事態の発生した場合の流れ】

- ①いじめ対応チームを重大事態の調査組織とし、いじめ対応チームを母体として事態に応じた専門家を加えた組織を設置
- ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ④調査結果を市教育委員会に報告
- ⑤調査結果をふまえた必要な措置の実施

7 いじめの防止に係る年間計画（学校いじめ防止プログラム）

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	事案・指導の共通理解 生徒指導定例委員会	人権朝会	S Cによる教育相談 担任による教育相談
5	事案・指導の共通理解 生徒指導定例委員会	人権朝会 児童会行事 田植え 茶摘み	S Cによる教育相談 担任による教育相談
6	事案・指導の共通理解 生徒指導定例委員会	人権朝会 自然学校 黒豆栽培（～12月）	学校生活アンケート1回目 担任・S Cによる教育相談
7	事案・指導の共通理解 生徒指導定例委員会		S Cによる教育相談 担任による教育相談
8	職員研修 生徒指導定例委員会		担任による教育相談
9	事案・指導の共通理解 生徒指導定例委員会	人権朝会 稻刈り 運動会	S Cによる教育相談 担任による教育相談 生活点検週間～10月
10	事案・指導の共通理解 生徒指導定例委員会	人権朝会 人権参観日	S Cによる教育相談 担任による教育相談
11	事案・指導の共通理解 生徒指導定例委員会	人権朝会 学習発表会	学校生活アンケート2回目 担任による教育相談 S Cによる教育相談
12	事案・指導の共通理解 生徒指導定例委員会	人権朝会 三世代交流事業	S Cによる教育相談 担任による教育相談
1	事案・指導の共通理解 生徒指導定例委員会	人権朝会	S Cによる教育相談 担任による教育相談
2	事案・指導の共通理解 生徒指導定例委員会	人権朝会 児童会行事 いのちの参観日	S Cによる教育相談 学校生活アンケート3回目 担任による教育相談
3	事案・指導の共通理解 生徒指導定例委員会	卒業証書授与式	S Cによる教育相談 担任による教育相談